

京都市告示第367号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等（同条第2号に規定する農業用水路等に限り、）を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成19年2月20日

京都市長 榊 本 頼 兼

(山科区)

整理番号	路 線 名	起 終 点
1	西野水0051号	山科区西野離宮町41番地の1地先 山科区西野離宮町41番地の4地先

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)